

平成29年6月8日

株主各位

証券コード 3970  
東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号  
株式会社イノベーション  
代表取締役社長 富田直人

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| 1. 日    | 時 | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）  |
| 2. 場    | 所 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 39階<br>（末尾記載のご案内図をご参照ください。）                      |
| 3. 目的事項 |   |   |
| 【報告事項】  |   | 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）<br>事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の計算<br>書類監査結果報告の件 |
| 【決議事項】  |   |   |
| 議案      |   | 取締役1名選任の件   |

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.innovation.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府による経済対策及び日本銀行による金融緩和策を背景として、一部に改善の遅れもみられるが、個人消費に持ち直しの動きが続いている等、緩やかな回復基調が続いております。

このような環境のもと、当社は「法人営業の新しいスタイルを創造する」事業に集中し拡大するため、平成28年4月から平成31年3月までを投資と拡大期とする成長加速期と位置付けております。当事業年度においては、「ITトレンド」及び「BIZトレンド」への集客が堅調に推移いたしました。また、前事業年度に行ったリスティング広告代行サービスに続き収益性の低いサービスの整理による収益性向上を実現いたしました。

以上の結果、当事業年度における当社の売上高は1,257,416千円(前年同期比3.6%減)、営業利益は172,591千円(前年同期は3,941千円)、経常利益は195,660千円(前年同期は4,765千円)、当期純利益は121,533千円(前年同期比822.6%増。以下括弧同じ。)となりました。

(1) オンラインメディア事業

新しい広告施策の展開や積極的なSEO対策等の結果、オンラインメディア事業の主力である「ITトレンド」及び「BIZトレンド」においては、当事業年度の来訪者数(延べ人数)が5,025,908人(71.8%増)と過去最高の実績となりました。その結果、オンラインメディア事業の売上高は958,316千円(43.8%増)、セグメント利益は455,988千円(85.2%増)となりました。

(2) セールスクラウド事業

セールスクラウド事業の主力製品である「List Finder」においては、増員や展示会出展等の積極的な販売促進活動の結果、当事業年度末のアカウント数が613件(29.3%増)と過去最高の実績となりました。その結果、セールスクラウド事業の売上高は299,100千円(20.2%増)、セグメント利益は57,136千円(99.0%増)となりました。

(単位：千円)

	第 16 期		第 17 期		前 期 比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
オンラインメディア事業	666,395	51.1%	958,316	76.2%	143.8%
セールスクラウド事業	248,838	19.1%	299,100	23.8%	120.2%
マーケティング代行事業	388,657	29.8%	—	—	—
合 計	1,303,891	100.0%	1,257,416	100.0%	96.4%

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達の状況

平成28年12月20日、公募により153,600株の新株を発行いたしました。

(発行価額1株につき2,548.40円、発行総額391,434千円)

平成29年1月23日、第三者割当により29,700株の新株を発行いたしました。

(発行価額1株につき2,548.40円、発行総額75,687千円)

### (2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、オンラインメディア事業のITトレンド開発費用9,692千円となります。

### (3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

### 1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成26年3月期)	第 15 期 (平成27年3月期)	第 16 期 (平成28年3月期)	第 17 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	1,416,471	1,564,888	1,303,891	1,257,416
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△14,727	44,782	4,765	195,660
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△16,159	6,128	13,172	121,533
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△27,566.41	10.16	19.58	162.55
総 資 産 (千円)	413,319	463,646	615,852	1,235,086
純 資 産 (千円)	79,160	85,938	229,484	828,539

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、切り捨てて表示しております。1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数で算出しております。
3. 当社は、平成28年2月29日付で株式1株につき1,000株の分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 1-4. 対処すべき課題

インターネットは経済活動を支えるインフラとして不可欠なものとなっており、当社が提供するインターネットを活用した法人営業を効率化する各種サービスは今後も需要が拡大するものと予測されますが、競合他社との競争は激しさを増すものと認識しております。

当社のさらなる成長を実現するための対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### (1) インターネット業界の変化への対応

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、認知度の向上に伴い今後も規模が拡大すると予測されますが、一方で新規参入、サービスの飽和、価格の下落、代替サービスの登場等も進むものと考えております。当社が今後も継続的に事業を拡大させていくためには、このような変化をいち早く捉え変化に対応するとともに、常に新しい付加価値を創造し続けることが必要であると考えております。このため当社では、技術革新や顧客ニーズの変化にいち早く対応できる柔軟な経営判断及び組織運営を心がけるとともに、機能改善や新機能追加等を迅速かつ継続的に進められるよう優秀な人材の採用や社内の育成環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

##### (2) 事業内容の多様化や新規事業による収益基盤の拡大

###### ① 技術革新及び顧客ニーズの変化への対応

当社のさらなる成長のためには、事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていくことで収益基盤を拡大することが必要不可欠であると考えております。このため、技術革新及び顧客ニーズの変化をいち早く読み取り、事業内容の多様化及び新規事業に積極的に取り組んでまいります。

###### ② デジタル情報の有効活用

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスでは、見込み顧客の行動履歴等のデジタル情報が蓄積されております。これらの蓄積されたデジタル情報を活用することが事業内容の多様化や新規事業に必要不可欠であると考えております。このため、蓄積されたデジタル情報を個人情報をも特定しない形式にてビッグデータ化し、それらの分析及び活用に積極的に取り組んでまいります。

### (3) 認知度の向上

当社は、これまでインターネットへの広告の掲載、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各種サービスの顧客の拡大、企業価値の向上を実現するには当社及びサービスの認知度の向上が不可欠であると考えております。今後は、費用対効果を見極めながらインターネットや展示会以外のマスメディア等も活用し更なる認知度の向上に努めてまいります。

### (4) 開発力の強化

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、サービスの機能優位性及び販売価格を維持していくためには機能の改善や追加を迅速かつ継続的に実施していくことが必要であります。当社では、国内自社開発リソースの確保に注力しており、今後も引き続き開発リソースの確保に努めてまいります。

### (5) 人材の確保と育成

当社の更なる成長のためには、優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。そのため、新卒採用を中心に積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場における認知度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、人材に対する教育育成にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

### (6) システムの安定性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。そのため、安定してサービスを提供するため顧客の増加にあわせたサーバの増設等の設備投資を継続的に行うことはもちろん、新しいシステム稼働環境を創造していくことに取り組んでまいります。

### (7) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底しております。今後も、内部管理体制の整備、強化、見直しを適切に行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

## 1-5. 主な事業内容

### (1) オンラインメディア事業

- ① 法人向けIT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」の運営
- ② 法人向けアウトソーシングサービスの比較資料請求サイト「BIZトレンド」の運営
- ③ 株式会社日経BPが提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行

### (2) セールスクラウド事業

- ① 法人営業に特化したマーケティングオートメーションツール「List Finder」の提供
- ② オンライン商談システム「bellFace（提出元：ベルフェイス株式会社）」の代理販売
- ③ これらを基軸としたコンサルティングサービスの提供

## 1-6. 主要な事業所及び従業員の状況

### (1) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

本社：東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

### (2) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
全社	78名（1名）	6名増	31.5歳	4.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、派遣社員は（）にて外数で表示しております。  
2. 臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。



## 1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

非連結子会社でありましたINNOVATION VIETNAM COMPANY LIMITEDは平成27年8月31日付で解散し、平成28年11月30日付で清算終了しております。

## 1-8. 主要な借入先及び借入額 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	73,360
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	35,839
株 式 会 社 り そ な 銀 行	25,016
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,822

## 2. 株式に関する事項

### 2-1. 株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 962,300株
- (3) 株主数 696名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
富田 直人	457,000	47.49
株式会社NTI	100,000	10.39
株式会社日経BP	70,000	7.27
岸本 真行	25,000	2.60
株式会社リンクアンドモチベーション	21,000	2.18
遠藤 俊一	20,000	2.08
当社社員持株会	16,800	1.75
株式会社SBI証券	12,000	1.25
マネックス証券株式会社	11,310	1.18
関口 陽一	8,000	0.83

### 3. 新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

#### 3-1. 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

発行回数	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の数	10個	10個	300個
保有人数			
取締役（社外取締役を除く）	1名	1名	0名
社外取締役	1名	0名	0名
監査役	0名	0名	3名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式10,000株 ※1	普通株式10,000株 ※1	普通株式 300株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり130円 ※1	1株当たり130円 ※1	1株当たり1,500円
新株予約権の行使期間	自平成23年9月1日 至平成29年8月21日	自平成29年3月21日 至平成37年2月28日	自平成30年3月2日 至平成38年1月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4

(注) 1. 当社は平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株を1,000株にする株式分割を行っているため、上記に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の権利行使価額」は、調整後の内容となっております。

2. 行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者が、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

(2) この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

3. 行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者が、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。(2) この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

4. 行使の条件は以下のとおりであります。

(1)新株予約権者が、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または業務提携先である会社の取締役のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

(2)この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

### 3-2. 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役	富 田 直 人	
取 締 役	岸 本 真 行	管理部門担当
取 締 役	遠 藤 俊 一	事業部門担当
取 締 役	長 谷 川 正 和	株式会社オペレーション 代表取締役 株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査役 長谷川正和税理士事務所 所長 フュージョン株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	水 谷 利 明	
監 査 役	小 山 貴 子 (戸籍名：大庭貴子)	小山貴子社会保険労務士事務所 所長 株式会社ツナグ・ソリューションズ 監査役
監 査 役	今 津 泰 輝	テラ株式会社 監査役 弁護士法人今津法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役長谷川正和氏は社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役水谷利明氏、監査役小山貴子（戸籍名：大庭貴子）氏、監査役今津泰輝氏の3名は社外監査役であります。  
 3. 監査役水谷利明氏は、事業会社における長年の管理部門での経験及び監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### 4-2. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

#### 4-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 額	摘 要
	名	千円	
取 締 役	4	60,720	うち社外1名 3,360千円
監 査 役	3	7,650	うち社外3名 7,650千円
計	7	68,370	

- (注) 1. 取締役の定額報酬の限度額は、平成27年6月23日開催の第15期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第15期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

#### 4-4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役長谷川正和氏は、株式会社オペレーション代表取締役及び長谷川正和税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役小山貴子（戸籍名：大庭貴子）氏は、小山貴子社会保険労務士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今津泰輝氏は、弁護士法人今津法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	長 谷 川 正 和	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席しております。税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監 査 役	水 谷 利 明	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、また、監査役会14回の全てに出席しております。事業会社における管理部門及び監査役としての経験が豊富であり、それらの見地からの発言を行っております。
監 査 役	小 山 貴 子 (戸籍名：大庭貴子)	当事業年度に開催された取締役会20回中19回に出席し、また、監査役会14回中13回に出席しております。社会保険労務士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監 査 役	今 津 泰 輝	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、また、監査役会14回の全てに出席しております。弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 5-1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 5-2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,240千円
当社及び当該子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,320千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務状況及び報酬見積りの算定根拠について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

### 5-3. 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務を委託し、対価を支払っております。

### 5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 5-5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

### (1) 処分の対象

新日本有限責任監査法人

### (2) 処分の内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

### (3) 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

## 6. 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

### 6-1. 業務の適正を確保するための体制等に関する決議内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号の規定に基づき、平成27年10月19日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。また、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて必要な整備を行うこととしており、直近では平成28年1月18日開催の取締役会において、下記のとおり見直し、決議いたしております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ② リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。



(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ② 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ② リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役会にて報告する。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。
- ② 内部監査室は、当社の内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役がその補助職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲でスタッフとして監査役会事務局をあてることとする。
  - ② 監査役の補助業務にあたる使用人は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
  - ② 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
  - ③ 取締役は、監査役が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べるができる体制を確保する。
  - ④ 取締役は、監査役が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。
- (8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は責務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。
  - ② 取締役は、監査役が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。
  - ③ 取締役は、監査役が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査そ

の他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

- ① 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
- ② 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行う。
  - ア．反社会的勢力対応部署の設置
  - イ．反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
  - ウ．外部専門機関との連携体制の確立
  - エ．反社会的勢力対応マニュアルの策定
  - オ．暴力団排除条項の導入
  - カ．その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

## 6-2. 業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

取締役は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

内部監査室は、「内部統制計画書」に基づき、当社の内部監査を実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、本書提出日現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針がありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,164,173</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>312,315</b>
現金及び預金	903,147	買掛金	34,069
売掛金	171,936	1年内返済予定長期借入金	55,806
繰延税金資産	16,139	未払金	25,557
前払費用	61,298	未払費用	36,206
未収入金	11,764	未払法人税等	69,647
その他の	40	未払消費税等	19,962
貸倒引当金	△153	前受金	9,819
<b>固 定 資 産</b>	<b>70,912</b>	預り金	29,294
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>20,815</b>	賞与引当金	31,780
建物(純額)	12,640	その他の	173
工具、器具及び備品(純額)	8,175	<b>固 定 負 債</b>	<b>94,231</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>23,982</b>	長期借入金	94,231
商標権	282	<b>負 債 合 計</b>	<b>406,546</b>
ソフトウェア	23,699	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の	0	<b>株 主 資 本</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>26,114</b>	資本金	337,377
破産更生債権等	280	資本剰余金	316,787
長期前払費用	54	資本準備金	316,787
繰延税金資産	7,643	利益剰余金	174,375
差入保証金	18,416	その他利益剰余金	174,375
貸倒引当金	△280	繰越利益剰余金	174,375
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>828,539</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,235,086</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,235,086</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,257,416
売 上 原 価		510,566
売 上 総 利 益		746,850
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		574,258
営 業 利 益		172,591
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
為 替 差 益	0	
保 険 解 約 返 戻 金	36,726	
そ の 他	1,186	37,917
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,374	
支 払 手 数 料	2,000	
株 式 交 付 費	2,134	
株 式 公 開 費	9,032	
そ の 他	308	14,848
経 常 利 益		195,660
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,061	1,061
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,012	
減 損 損 失	16,821	18,834
税 引 前 当 期 純 利 益		177,887
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	63,305	
法 人 税 等 調 整 額	△6,951	56,353
当 期 純 利 益		121,533

## 株主資本等変動計算書

（自 平成28年4月1日）  
（至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	98,616	78,026	78,026	52,841	52,841	229,484	229,484
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	233,560	233,560	233,560			467,121	467,121
新株の発行（新株予約権の行使）	5,200	5,200	5,200			10,400	10,400
当 期 純 利 益				121,533	121,533	121,533	121,533
当 期 変 動 額 合 計	238,760	238,760	238,760	121,533	121,533	599,055	599,055
当 期 末 残 高	337,377	316,787	316,787	174,375	174,375	828,539	828,539

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 34年

工具、器具及び備品 5年～10年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (2) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 11,507千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
普通株式	699,000株	263,300株	一株	962,300株

(注) 普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりです。

1. 平成28年12月20日付け、有償一般募集による株式発行による増加 153,600株
2. 平成29年1月23日付け、有償第三者割当による株式発行による増加 29,700株
3. 平成29年3月31日付け、新株予約権の権利行使による増加 80,000株

### (2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の数に関する事項

普通株式 26,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資や事業計画に基づき、主として銀行借入により資金調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に事務所の賃貸契約における保証金であります。営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

#### ② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各ユニットからの報告に基づき担当ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 7. 金融商品の時価に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	903,147	903,147	—
(2) 売掛金	171,936		
貸倒引当金(※)	△153		
	171,782	171,782	—
(3) 差入保証金	18,416	17,888	△527
資産計	1,093,346	1,092,818	△527
(1) 買掛金	34,069	34,069	—
(2) 未払金	25,557	25,557	—
(3) 未払費用	36,206	36,206	—
(4) 未払法人税等	69,647	69,647	—
(5) 未払消費税等	19,962	19,962	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	150,037	149,437	△599
負債計	335,479	334,880	△599

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	9,807
ソフトウェア	7,643
差入保証金	2,018
未払費用	1,481
未払事業税	4,825
その他	335
繰延税金資産小計	26,110
評価性引当額	△2,327
繰延税金資産合計	23,783

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	861円00銭
(2) 1株当たり当期純利益	162円55銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 イノベーション  
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真 一 郎 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イノベーションの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査するとともに、必要に応じて説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務に執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
また、会計監査人から、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に基づき、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、その整備と運用に関し、継続的な見直しと改善が図られているものと認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 重要な後発事象

当監査役会は、代表取締役社長から平成29年5月23日開催の取締役会における決議を前提とし、平成29年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式1株につき、2株の割合をもって分割する旨の報告を受けております。

当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成29年5月23日

株式会社イノベーション 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 水谷利明 ㊟

監査役(社外監査役) 小山貴子 ㊟

監査役(社外監査役) 今津泰輝 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 取締役1名選任の件

当社の経営体制の強化のため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
澤田 統吉 (昭和54年9月10日生)	平成19年10月1日 当社入社 ダイレクトマーケティング部に配属 平成24年4月1日 オンラインメディア部に配属 平成26年4月1日 リストファインダー部に配属 平成27年4月1日 企画管理ユニットに配属 平成28年4月1日 当社企画管理ユニット長 平成29年4月1日 同 執行役員 企画管理本部長 兼 企画管理ユニット長(現任)	一株

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 澤田統吉氏は、当社の執行役員企画管理本部長を務め当社の事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と経営戦略全般に関する幅広い見識を有していることから、当社の経営強化が期待できると判断し、取締役に選任をお願いするものであります。

以上







## 株主総会会場ご案内図

会場 セルリアンタワー東急ホテル 39階  
東京都渋谷区桜丘町26番1号  
電話 03 (3476) 3000

最寄り駅

(JR山手線・埼京線、東急東横線、京王井の頭線、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線)・・・渋谷駅より徒歩5分

